



## 第5章 2018年度税制改正の概要

平成30年度税制改正大綱に盛り込まれた、主な経済産業関係税制改正事項は以下の通りである。

- ◆ 国内投資（賃上げ・設備投資）加速化
- ◆ 赤字を含む中小企業の投資の強力後押し
- ◆ I o T投資の抜本強化（コネクテッド・インダストリーズ税制）
- ◆ 迅速かつ大胆な事業再編の促進
- ◆ 事業承継・再編の促進
- ◆ 中小企業の少額資産の特例措置の延長
- ◆ 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）
- ◆ 交際費課税の特例措置の延長
- ◆ 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設
- ◆ 電力・ガス供給業に対する収入金課税の見直し
- ◆ 海外投資等損失準備金制度の延長
- ◆ 森林環境税（仮称）の創設
- ◆ 外国子会社合算税制の見直し

### 1. 2. 経済産業省関連 2018年度税制改正要望の経緯

2018年度税制改正は、自民党税制調査会、公明党税制調査会及び与党税制協議会において議論された。

経済産業省は、経済産業省税制改正要望をとりまとめ、8月31日に財務省及び総務省に提出した。その後、自民党・公明党の税制調査会での議論を経て、平成30年度税制改正大綱が12月22日に決定された。

### 1. 3. 2018年度経済産業関連税制改正

2018年度の主な経済産業関係税制改正事項は以下のとおり。

#### 1. 「生産性革命」実現に向けた対応

- ◆ 国内投資（賃上げ・設備投資）加速化
- ・ 過去最大の企業収益を国内への投資に向かわせ、賃上げや設備投資を強く促すため、3%以上の賃上げと安定した設備投資、人材投資の強化を行う企業には、法人税負担をOECD平均の25%まで引き下げることとされた。加えて、生産性向上に資するI o T投資に積極的に取り組む企業は、思い切って20%まで引き下げることとなった。

- ◆ 赤字を含む中小企業の投資の強力後押し
- ・ 生産性の向上に取り組む中小企業を強力に支援するため、新規の設備投資に係る固定資産税を2分の1からゼロまで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置が創設された。
- ◆ I o T投資の抜本強化（コネクテッド・インダストリーズ税制）
- ・ 第4次産業革命で激変するビジネス環境に迅速に対応するため、サイバーセキュリティ対策を講じながら行うI o T投資（ソフトウェア、センサー、ロボット等を連携させる投資）に対して、大胆な支援を行う（投資額の3%税額控除等）こととされた。また、3%以上賃上げした企業には、更に支援を深掘りすることとなった（5%の税額控除等）。
- ◆ 迅速かつ大胆な事業再編の促進
- ・ 第4次産業革命に対応し、企業の迅速かつ大胆な事業ポートフォリオの転換を支援するため、欧米で一般的な株式対価M&Aに係る株式譲渡益の課税繰り延べ措置を講じることとされた。

#### 2. 中小企業の生産性向上・地域経済の活性化

- ◆ 事業承継・再編の促進
- ・ 円滑な世代交代を推し進めるため、10年間限定で、事業承継税制を抜本拡充することとされた。具体的には以下の措置を行うこととなった。
- ① 税制のカバー率を100%とすることで、承継時の負担をゼロにする。
- ② 雇用要件を弾力化し、未達成の場合も、税制の適用を継続する（報告や指導助言は必要）。
- ③ 複数株主から複数後継者（最大3人）に対する贈与・相続も対象とする。
- ④ 後継者の将来リスクを軽減するため、株価再計算により売却・廃業時の減免を可能とする。
- ・ 中小企業のM&A（親族外承継）の際に生じる登録免許税、不動産取得税の軽減措置を講じることとされた。
- ◆ 中小企業の少額資産の特例措置の延長
- ・ 30万円未満の設備投資の際に一括損金算入を可能とする特例が、現行のまま2年間延長された。
- ◆ 中小企業の賃上げ支援強化（所得拡大促進税制の拡充）
- ・ 中小企業の賃上げを強力に支援するため、従来の制度

から支援を深掘りすることとされた（給与増加額の10%→15%を税額控除）。また、思い切った賃上げ（2.5%以上）や人材投資等に取り組む中小企業には、更に大胆な支援を行うこととなった（22%→25%を税額控除）。

◆ 交際費課税の特例措置の延長

- ・ 中小法人の交際費を800万円まで全額損金算入可能とする特例措置が2年間延長された。

3. エネルギーの安定供給

◆ 省エネ再エネ高度化投資促進税制の創設

- ・ 工場等での大規模な省エネ投資や、複数事業者が連携して行う物流システム効率化のための投資に対する支援が強化された（30%の特別償却等）。
- ・ 再エネについて、固定価格買取制度からの自立化や長期安定発電を促進するため、これに大きく貢献する先進的な設備の導入に対する支援が堅持された（20%の特別償却）。

◆ 電力・ガス供給業に対する収入金課税の見直し

- ・ 小売全面自由化を踏まえ、一般の企業との課税の公平性を確保するため、まずは中小規模のガス事業者について、法人事業税の課税方式を他の事業と同様の課税方式に変更された。

◆ 海外投資等損失準備金制度の延長

- ・ エネルギー・鉱物資源の自主開発の重要性に鑑み、事業リスクを軽減する準備金制度が2年間延長された。

◆ 森林環境税（仮称）の創設

- ・ 個人住民税均等割の枠組みを活用して、国民一人一人が負担を分かち合う森林環境税（仮称）が創設された。

4. 国際競争を勝ち抜くための事業環境整備

◆ 外国子会社合算税制の見直し

- ・ 海外M&A後の買収企業傘下のペーパーカンパニー等の整理は、企業の経営効率を高め競争力の向上につながり、租税回避防止にも資するものの、現状、その整理に伴い発生する株式譲渡益は課税されることから、これを見直し非課税とすることとされた。